

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
に当たるときは、
翌日)

目 次

◇告 示 豚等の移入の禁止

土地改良事業計画の適否の決定

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令

松くい虫の特別防除の実施

小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業に係る許可
の申請期間

基本測量の実施

◇教委告示 教育委員会の招集

◇正 誤 昭和五十七年四月鳥取県告示第三百九十六号中訂正

昭和五十七年四月鳥取県告示第四百三十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百七十号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）

第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお
それがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

茨城県新治郡及び栃木県の区域

鳥取県告示第四百七十一号

昭和五十七年三月九日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（大炊地
区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地
改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において
準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十二号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

森林区計画区	村市名町	松林群の所在
鳥取県森林区計画区	鳥取市	二林班（A小班に限る。）、D小班に限る。）、一六六林班（E小班に限る。）、二〇七林班（F小班に限る。）、二〇八林班（A小班に限る。）、
倉吉森林林区計画区	泊村	一八林班（A小班に限る。）、一五林班（A小班に限る。）、一五林班（B小班に限る。）、一一林班（A小班に限る。）、一三林班（A小班、B小班に限る。）、
	北条町	一林班（G小班に限る。）、二林班（N小班からK小班に限る。）、三林班（B小班、D小班に限る。）、四林班（

森林区計画区	村市名町	松林群の所在
大栄町		J小班に限る。）、五林班（D小班、E小班に限る。）、一林班（F小班からJ小班に限る。）、二林班（A小班、C小班、D小班に限る。）、二四林班（O小班、P小班に限る。）、二六林班（A小班に限る。）、二七林班（K小班からM小班に限る。）、

注1 鳥取森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十七年二月鳥取県告示第 二百八号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。
2 倉吉森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十四年二月鳥取県告示第 百七十八号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。

森林区計画区	村市名町	松林群の所在
倉吉森林林区計画区	北条町	二林班（K小班からN小班に限る。）、三林班（B小班からD小班に限る。）、四林班（K小班に限る。）、五林班（E小班に限る。）、
	大栄町	一林班（K小班に限る。）、二林班（A小班に限る。）、二四林班（P小班に限る。）、
	赤碓町	三林班（F小班からG小班、N小班からP小班に限る。）、五林班（A小班からH小班に限る。）、六林班（A小班から九林班（A小班に限る。）、七林班（B小班、C小班に限る。）、八林班（G小班、H小班に限る。）、九林班（A小班、B小班、C小班、D小班、E小班、F小班、G小班、H小班、I小班、J小班、K小班、L小班、M小班、N小班、O小班、P小班、Q小班、R小班、S小班、T小班、U小班、V小班、W小班、X小班、Y小班、Z小班に限る。）、
米子森林林区計画区	中山町	一林班（A小班からF小班に限る。）、二林班（D小班からH小班に限る。）、三林班（A小班、B小班、C小班、D小班、E小班、F小班、G小班、H小班、I小班、J小班、K小班、L小班、M小班、N小班、O小班、P小班、Q小班、R小班、S小班、T小班、U小班、V小班、W小班、X小班、Y小班、Z小班に限る。）、

班（日小班からJ小班に限る。）

- 注1 鳥取森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十七年二月鳥取県告示第
二百八号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。
- 2 倉吉森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十四年二月鳥取県告示第
百七十八号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。
- 3 米子森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十三年鳥取県告示第
三十一号で定めた米子地域森林計画に係る地域森林計画の林班番号である。
- 二 期間

昭和五十七年六月六日から同年七月十日まで

鳥取県告示第四百七十四号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九
条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業（
えびけた網漁業）に係る許可の申請期間を昭和五十七年五月十日から同月
二十五日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づ
き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があ

つたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量（湖沼調査）
- 二 作業期間 昭和五十七年五月十日から同年七月十日まで
- 三 作業地域 鳥取市、羽合町及び東郷町

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十七年五月七日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

- 一 日時 昭和五十七年五月十日（月）午前十一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地
鳥取県教育委員会委員長室
- 三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

正 誤

昭和五十七年四月鳥取県告示第三百九十六号（指定施業要件の変更予定の保安林について）中次の箇所₁に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 上 終わりから二 大字総地 大字惣地

昭和五十七年四月鳥取県告示第四百三十二号（農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果について）中次の箇所₂に誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤 正

二
○・五五〇・三二
○・五五〇・〇二

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】